

このほか、シンガポール、ベトナム、インドネシアの防衛当局間で、IT フォーラムを実施し、サイバーセキュリティを含む情報通信分野の取組及び技術動向に関する意見交換を行っている。また、能力構築支援として、17（平成29）年12月及び19（平成31）年3月、ベトナム軍に対するサイバーセキュリティ分野の人材育成セミナーを実施するなど、協力の拡大を図っている。

Q 参照 1 節2 項（各国との防衛協力・交流の推進）
1 節5 項（能力構築支援への積極的かつ戦略的な取組）

サイバー攻撃が国境を越えて行われることを踏まえれば、今後も、各国の防衛当局やCCDCOEなどの関係機関との意見交換やサイバー防衛演習への積極的な参加を通じ、サイバー分野における国際連携を強化していくことが重要である。

第4節 軍備管理・軍縮及び不拡散への取組

大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルなどの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、国際社会の平和と安定に対する差し迫った課題である。また、特定の通常兵器の規制についても、人道上の観点と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、各国が取り組んでいる。

これらの課題に対しては軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる国際的な体制が整備されており、これまでわが国も積極的な役割を果たしてきたとこ

ろである。新防衛大綱においても、関係各国や国際機関などと協力しつつ、軍備管理・軍縮・不拡散に関する取組を推進することとしている。また、自衛隊が保有する知見を活用しつつ、自律型致死兵器システム（LAWS）
Lethal Autonomous Weapons Systemsに関する議論を含む国際連合などによる軍備管理・軍縮にかかる活動に関与することとしている。

Q 参照 図表Ⅲ-3-4-1（通常兵器、大量破壊兵器、ミサイル及び関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制）

1 軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの取組

わが国は、核兵器、化学兵器及び生物兵器といった大量破壊兵器や、その運搬手段となり得るミサイル、関連技術・物資などに関する軍備管理・軍縮・不拡散のための国際的な取組に積極的に参画している。

化学兵器禁止条約（CWC）
Chemical Weapons Conventionについては、条約交渉の段階から化学防護の知見を提供し、条約成立後も検証措置などを行うために設立された化学

兵器禁止機関（OPCW）
Organization for the Prohibition of Chemical Weaponsに化学防護の専門家である陸上自衛官を派遣するなど、人的貢献を行ってきた。また、陸自化学学校（さいたま市）で条約の規制対象である化学物質を防護研究のために少量合成していることから、条約の規定に従い、OPCW設立当初から計10回の査察を受け入れている。

さらに、わが国はCWCに従い、中国において遺棄化学兵器を廃棄処理する事業にも政府全体と

図表Ⅲ-3-4-1 通常兵器、大量破壊兵器、ミサイル及び関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制

区分	大量破壊兵器など				通常兵器
	核兵器	化学兵器	生物兵器	運搬手段(ミサイル)	
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	核兵器不拡散条約(NPT) 包括的核実験禁止条約(CTBT)	化学兵器禁止条約(CWC)	生物兵器禁止条約(BWC)	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)	特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW) クラスター弾に関する条約 対人地雷禁止条約(オタワ条約) 国連軍備登録制度 国連軍事支出報告制度 武器貿易条約(ATT)
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ(NSG)	オーストラリア・グループ(AG)		ミサイル技術管理レジーム(MTCR)	ワッセナー・アレンジメント(WA)
大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組	拡散に対する安全保障構想(PSI) 国連安保理決議第1540号				

解説

自律型致死兵器システム (LAWS) について

LAWS (Lethal Autonomous Weapons Systems) については、現時点でその定義について国際的なコンセンサスは得られておらず、特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW) の枠組みにおいて国際的な議論が続いています。

19 (平成31) 年3月、CCWの枠組みのもとで行われるLAWSに関する政府専門家会合に先立ち、わが国は作業文書を提出しました。この作業文書は、本年の政府専門家会合において、人道と安全保障の観点も勘案したバランスの取れた議論を行い、国際社会が将来目指すべき取組の方向性を示すことに貢献すべく提出したものであり、重要な論点である①LAWSの定義、②致死性、③有意な人間の関与、④ルールの対象範囲、⑤国際法や倫理との関係、⑥信頼醸成措置についてのわが国の考え方を記述しました。会合においては、重要な論点に関して活発な議論が行われる一方、引き続き各国の立場には隔たりが見られました。

防衛省としても、これまでも表明してきたとおり、人間の関与が及ばない完全自律型の致死性兵器の開発を行う意図はなく、また、当然のことながら国際法や国内法により使用が認められない装備品の研究開発を行うことはありません。

一方、自律性を有する兵器システムは、ヒューマンエラーの減少、省力化・省人化といった安全保障上の意義を有することから、今後も、主要国を含め、広く国際社会において共通認識が得られるよう、日本の安全保障の観点も考慮しつつ、わが国の考え方をしっかりと示しながら、引き続き、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加していく考えです。

して取り組んでいる。防衛省・自衛隊としては、同事業を担当する内閣府に陸上自衛官を含む職員を外向させており、00 (平成12) 年以降、計18回の発掘・回収事業に、化学・弾薬を専門とする陸上自衛官を派遣している。

その他、生物兵器禁止条約 (BWC) Biological Weapons Convention、国際輸出管理レジームであるオーストラリア・グループ (AG) Australia Group やミサイル技術管理レジーム (MTCR) Missile Technology Control Regime などの主要な会合に防衛省職員を派遣するとともに、包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization 準備委員会が実施する代用査察員¹を養成する訓練に自衛官を派遣するなど、規制や取決めの実効性を高めるため協力している。

Q 参照 資料52 (国際機関への防衛省職員の派遣実績)

通常兵器の規制について、わが国は、人道的な観点と安全保障上の必要性を踏まえつつ、特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW²) などの各種条約に加え、CCWの枠組み外で採択されたクラスター弾に関する条約 (オスロ条約³) も締結している。わが国は、同条約の発効を受け、15 (平成

27) 年2月に自衛隊が保有するすべてのクラスター弾の廃棄を完了した。

なお、CCWの枠組みにおいては、自律型致死兵器システム (LAWS) の規制にかかる政府専門家会合などに随時職員を派遣している。LAWSにかかる議論については、その使用における人間の関与のあり方、国際人道法上の課題などについて、国際的な議論が行われている途上にあり、わが国としては引き続き、安全保障上の観点も考慮しつつ、積極的に議論に関与していく考えである。

さらに、対人地雷の規制に関連し、防衛省は、例外保有などに関する年次報告を国連に対して行うなど、国際社会の対人地雷問題への取組に積極的に協力してきた。

このほか、防衛省・自衛隊は、軍備や軍事支出の透明性の向上などを目的とした国連の軍備登録制度、軍事支出報告制度や武器貿易条約 (ATT) の関連会合にも参画し、必要な報告を行うとともに、制度の見直し・改善のための政府専門家会合などに随時職員を派遣している。また、18 (平成

1 包括的核実験禁止条約 (CTBT) の発効後の現地査察 (OSI) の実施に備え、CTBT機関に登録される関連分野の専門家であり、CTBTの発効後には、現地査察を実施する査察員となることも期待される。

2 CCW : Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to be Excessively Injurious or to have Indiscriminate Effects

3 クラスター弾の主要な生産国及び保有国である米国、中国、ロシアなどはオスロ条約には署名していない。

30) 年4月からは、1名の防衛研究所主任研究官を国連安全保障理事会決議第1540号⁴（1540決議）に関する1540委員会専門家グループ⁵のメン

バーとして派遣しており、同決議の履行推進のため、国連加盟国からの報告の精査、技術的な質問への対応などの業務を実施している。

2 大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組

北朝鮮やイランなどが大量破壊兵器・ミサイル開発を行っているとして強く懸念した米国は、03（平成15）年5月、「拡散に対する安全保障構想（PSI）⁶」を発表し、各国に同構想への参加を求めた。同構想に基づき、大量破壊兵器などの拡散阻止能力の向上のためのPSI阻止訓練などをはじめ、政策上、法制上の課題の検討のための会合を開催するなどの取組が行われている。

防衛省・自衛隊は、関係機関・関係国と連携し、第3回のパリ総会（03（平成15）年9月）以降、各種会合に自衛官を含む防衛省職員を派遣するとともに、04（平成16）年からは、継続的に訓練に参加している。

現在まで、防衛省・自衛隊は、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁など各関係機関と連携しつつ、わが国主催による3回のPSI海上阻止訓練に参加するとともに、12（平成24）年7月にはわが国として初主催となるPSI航空阻止訓練にも参加した。18（平成30）年7月にわが国主催のPSI海上阻止訓練「パシフィック・シールド18」を実施



PSI海上阻止訓練における海自による容疑船への乗船の様子
（18（平成30）年7月）

し、大量破壊兵器などの拡散阻止にかかる活動要領をオーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール、米国とともに演練した。

防衛省・自衛隊としては、わが国周辺における拡散事例などを踏まえ、大量破壊兵器などの拡散防止や、自衛隊の対処能力の向上などの観点から、各種訓練や会合の主催や他国の実施する同種活動への参加など、PSIを含む不拡散体制の強化に向けて取り組んでいる。

参考 図表Ⅲ-3-4-2（PSI阻止訓練への防衛省・自衛隊の参加実績（平成24年度以降））

図表Ⅲ-3-4-2 PSI阻止訓練への防衛省・自衛隊の参加実績（平成24年度以降）

実施時期	訓練	実施場所	防衛省・自衛隊の対応
12（平成24）年7月	日本主催PSI航空阻止訓練	日本	統幕、陸幕、空幕、航空総隊、航空支援集団、北部方面隊、中央即応集団、陸自第7化学防護隊及び中央特殊武器防護隊、内局が参加（航空機2機を含む。）
12（平成24）年9月	韓国主催PSI海上阻止訓練	韓国	統幕、海幕、内局が参加（艦艇1隻、航空機1機を含む。）
13（平成25）年2月	米・UAE共催PSI訓練	UAE	オブザーバー派遣（統幕）
14（平成26）年8月	米国主催PSI海上阻止訓練	米国	統幕が参加（艦艇1隻を含む。）
15（平成27）年11月	ニュージーランド主催PSI阻止訓練	ニュージーランド	統幕が参加
16（平成28）年9月	シンガポール主催PSI海上阻止訓練	シンガポール	統幕が参加
17（平成29）年9月	オーストラリア主催PSI海上阻止訓練	オーストラリア	統幕、陸幕、海幕、内局が参加（航空機1機を含む。）
18（平成30）年7月	日本主催PSI海上阻止訓練	日本	統幕、陸上総隊、自衛艦隊、東部方面隊、横須賀地方隊、化学学校、内局が参加（艦艇2隻、航空機2機、車両3両を含む。）

4 非国家主体への大量破壊兵器（核兵器、生物兵器、化学兵器）及びその運搬手段（ミサイル）の拡散防止を目的として2004年4月に採択。全ての国に対して、①大量破壊兵器などの開発などを試みるテロリストなどへの支援の自制、②テロリストなどによる大量破壊兵器などの開発などを禁ずる法律の制定、③大量破壊兵器などの拡散を防止する国内管理（防護措置、国境管理、輸出管理など）の実施を義務付けている。

5 1540決議により安保理の下部委員会として設置された「1540委員会」の任務遂行を支援する専門家グループ。国連加盟国からの報告の精査、技術的な質問への対応、履行支援の実施などを担当し、定員は9名、通常任期は2年

6 大量破壊兵器及びその関連物資などの拡散を防止するため、既存の国際法、国内法に従いつつ、参加国が共同して取り得る措置を検討し、また、同時に各国が可能な範囲で関連する国内法の強化にも努めようとする構想